



令和2年8月追記版

# サービス管理責任者等研修の 見直しについて

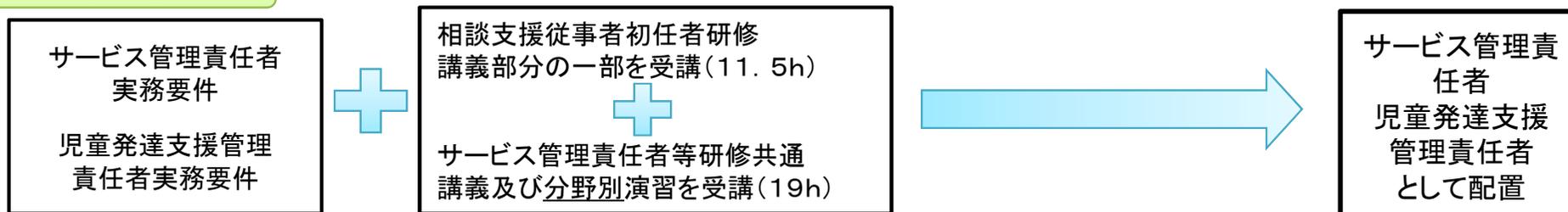
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課



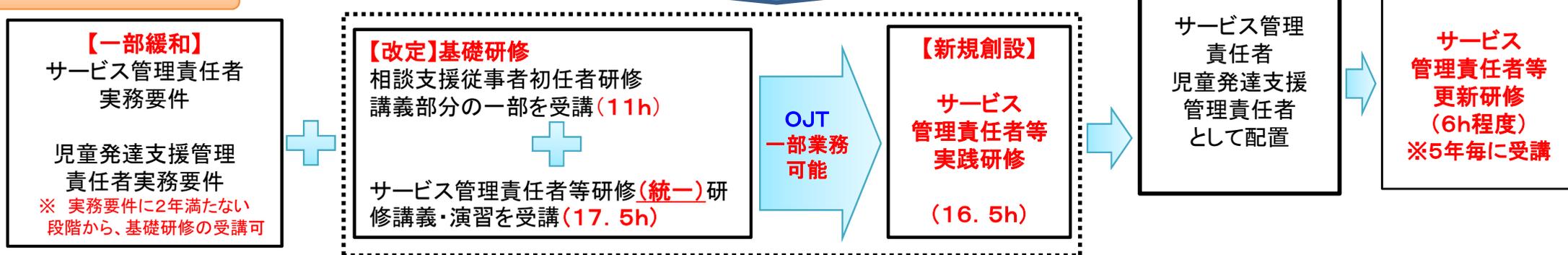
# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たって、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
  - ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
  - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
  - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

## 改定前



## 改定後



### (注)一定の実務経験の要件

- ・ 実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・ 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

# サービス管理責任者等の実務経験要件の改正等について

平成31年度から、サービス管理責任者等の実務経験要件を以下のとおり改正

- 直接支援業務の実務経験年数が10年以上から8年以上に緩和された。

## 〔サービス管理責任者の実務経験〕

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格者 ※1	有資格者 ※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示イ(1)(二)]	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上		8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校等の従業者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

# 〔児童発達支援管理責任者の実務経験〕

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)				
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者		
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育における支援業務	<b>イ 相談支援の業務</b>  自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務  【告示イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上			
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者					
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	<b>ロ 直接支援業務</b>  入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務  【告示イ(1)(二)】	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者					
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者					
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
		(5) 学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等

## 経過措置について

### ① 現行研修受講済みの者について

サービス管理  
責任者等研修  
(旧体系)  
受講

H31.4～（新体系移行）

施行後5年間（R5年度末まで）は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

### ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※R1～R3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞  
相談支援業務5年  
（有資格者の場合は3年）以上  
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修受講後に実務要件を  
満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

## 配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞  
相談支援業務3年以上  
（有資格者の場合は1年）以上  
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

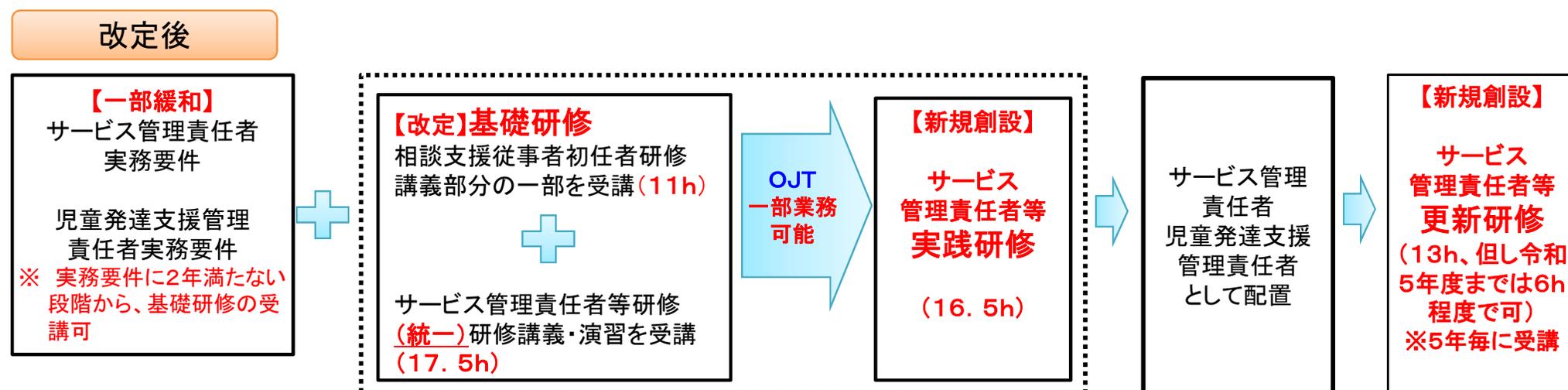
サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

# サービス管理責任者等研修の見直しについて①

## 見直しのポイント 1

### 1 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



実践研修、更新研修の受講にあたっては、実務経験の要件が設定されました。

〔実践研修〕 過去5年間（基礎研修修了後で、かつ実践研修受講開始日前5年以内のうち）に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある（OJT2年以上が必要）。

〔更新研修〕 （「サービス管理責任者等研修の見直しについて⑤」のとおり）

# サービス管理責任者等研修の見直しについて②

## 見直しのポイント 2

研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。

⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものとなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

## 見直しのポイント 3

直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。

（他の業務は変更ありません。）

# サービス管理責任者等研修の見直しについて③

## 配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修＋OJT（2年）＋実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

### 〔基礎研修を修了した方〕

#### △1 2人目のサービス管理責任者等として配置可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。

#### △2 計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

## 基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間になりました。

（例：相談支援業務5年 ⇒ 基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能）

# サービス管理責任者等研修の見直しについて④

## 経過措置

この度の見直しに伴い、次のとおり経過措置が設けられることになりました。

### ◇ 1 見直し前の研修（平成18年度～30年度）受講済みの方

令和5年度末(2024年3月末)までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務に従事することができます。

### ◇ 2 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている方（令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限る。）

基礎研修の受講時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合は、実践研修修了前であっても、基礎研修の修了後3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされます。

基礎研修を修了後に実務経験を積んで実務要件を満たすことになった場合も、同様に経過措置の対象になります（基礎研修修了から3年間経過するまでの間）。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑤

## 更新研修の受講について①

◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

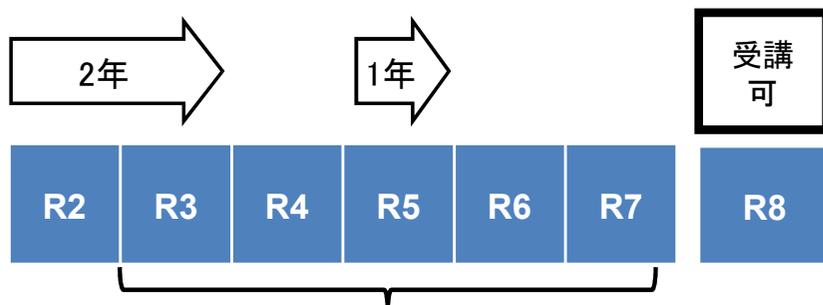
□1 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

※ 30年度以前の研修受講者は、「業務に従事しているものとみなされる」ことから、全員が受講者要件を満たすことになる。

□2 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

〔2年以上の要件を満たす場合〕



但し、令和8年度に実務経験がない場合、令和9年度の研修は受講不可（令和4年度から令和8年度までの5年間に実務経験が1年しかないため）

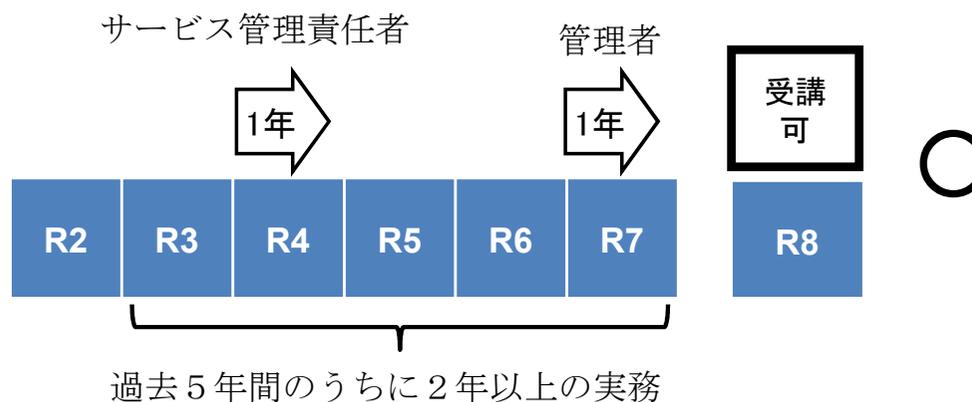
# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑥

## 更新研修の受講について②

〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑦

## 更新研修の受講について③

### 【平成30年度以前の受講者】

平成30年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、令和元年度から令和5年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和5年度に受講者が集中することがないように、平成30年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により次のとおり更新研修受講年度を割り振っています。 ※令和元年度に設定した対象者から変更しています。

- 令和2年度の受講対象者 ⇒ 平成24年度のサビ管等研修受講者 など
- 令和3年度の受講対象者 ⇒ 平成25年度～27年度のサビ管等研修受講者 など
- 令和4年度の受講対象者 ⇒ 平成28年度～29年度のサビ管等研修受講者 など

### 〔令和2年度に更新研修を受講した場合の例〕

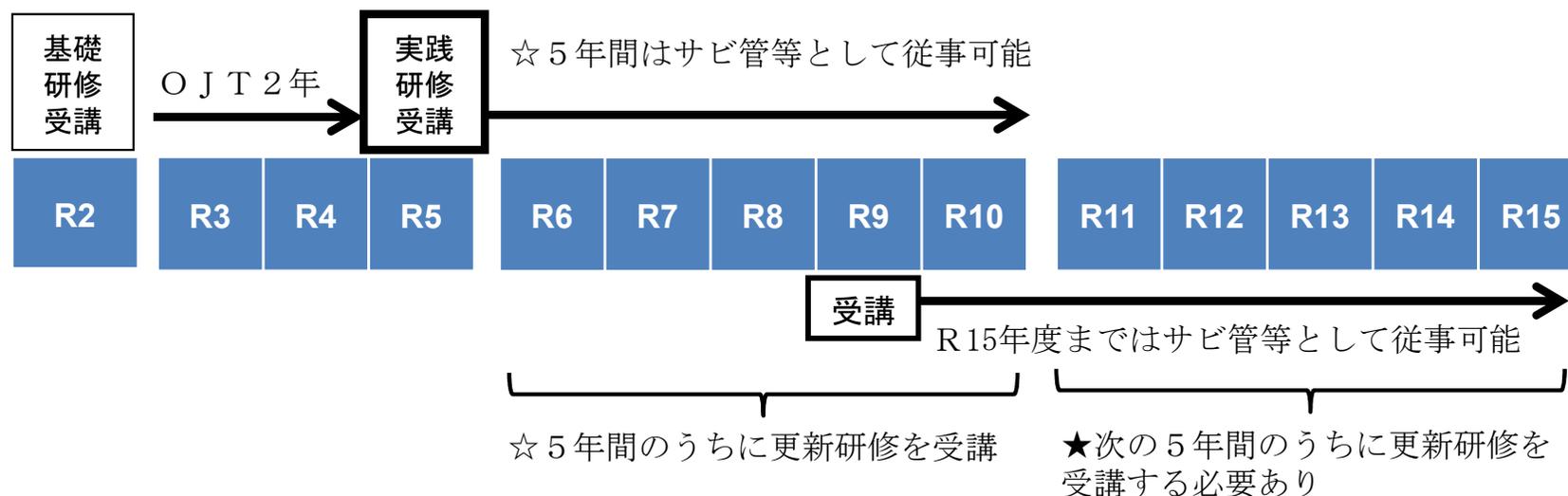


# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑧

## 更新研修の受講について④

【令和元年度以降に基礎研修を受講する方】

〔令和5年度に実践研修を受講した場合の例〕



【定められた5年間のうちに更新研修を受講できなかった方】

サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑨

## 修了証書について①

サービス管理責任者（障害者総合支援法）と児童発達支援管理責任者（児童福祉法）で根拠法が異なること及び実務要件が一部相違していることから、兵庫県においては、修了証書は、「サービス管理責任者〇〇研修修了」又は「児童発達支援管理責任者〇〇研修修了」のいずれかを発行することとしています。

いずれの修了証書とするかは、下記の考え方によります。

### 1 基礎研修の修了証書

- (1) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれかの実務要件のみを満たしている方は、実務要件を満たしている修了証書を発行する。
- (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のいずれの実務経験も満たしている方は、希望する名称の修了証書を発行する。

### 2 実践研修の修了証書・・・基礎研修と同じ名称の修了証書を発行する。

### 3 更新研修の修了証書

- (1) 平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了者で、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修のいずれかのみを受講している方は、受講済の研修の名称の修了証書を発行し、いずれの研修も受講済である方は、希望する名称の修了証書を発行する。
- (2) 令和3年度以降の実践研修修了者が更新研修を受講した場合は、実践研修と同じ名称の修了証書を発行する。

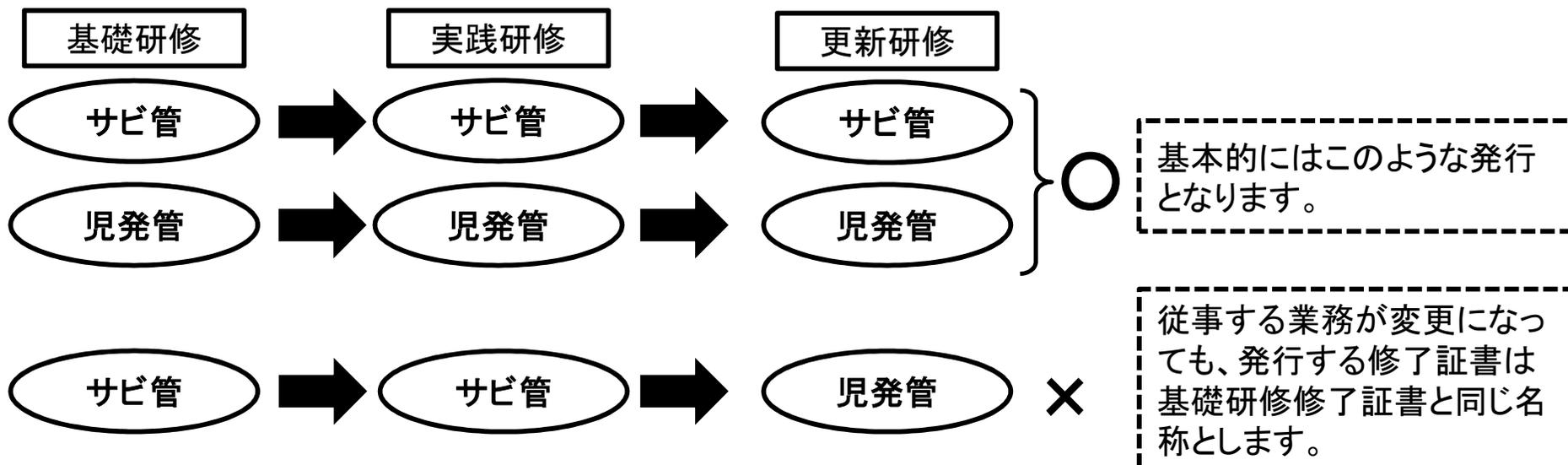
※ 分野の統合により、修了証書の名称に関わらず、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の研修を修了した者」として取扱われます。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑩

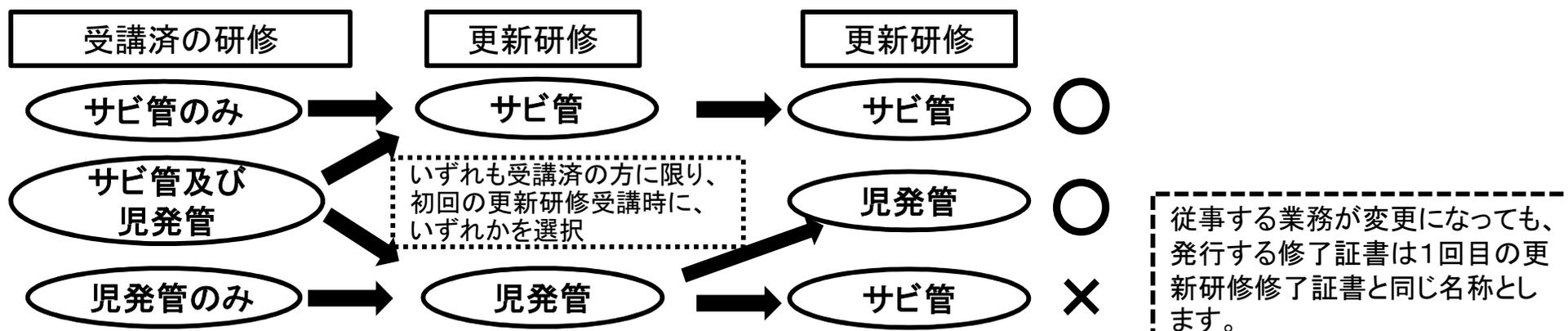
## 修了証書について②

※いくつかのパターンのうち、主なものを示しています。

### 【令和元年度以降に基礎研修を受講する方】



### 【平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を受講済の方】



# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑪

## 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-1	平成30年度以前にサービス管理責任者研修を受講した者は、新しい制度では全ての分野の研修を受講したものとみなされると聞いたが、就労分野のみ修了した者が、生活介護事業所のサービス管理責任者(介護分野)や放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者(児童分野)として従事できるということか。	お見込みのとおりであるが、児童発達支援管理責任者は、サービス管理責任者とは実務経験の要件が若干異なるため、確認が必要である。また、新たに従事しようとする分野に必要なスキルは、事業所内研修等で身につけていただきたい。
1-2	サービス管理責任者等研修(3日間)のみ受講し、相談支援従事者の初任者研修は未受講である者は、どうすればサービス管理責任者等として従事することができるのか。	令和元年度以降に相談支援従事者の初任者研修講義部分を受講すれば基礎研修の修了者とみなされることから、実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間はサービス管理責任者の要件を満たしているとみなせるので、従事することは可能である。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑫

## 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-3	30年度以前に相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)を受講していた場合、見直し後の基礎研修のうち、サビ管等研修(統一)の講義・演習の受講のみで基礎研修修了となるのか。	お見込みのとおり。 ただし、令和2年度以降に相談支援従事者研修の見直しが予定されており、その際の既受講者に対する経過措置に留意する必要がある。
1-4	基礎研修の研修対象者の表では、例えば相談支援業務の実務経験は3年为好いことになっており、3年間の実務経験でサービス管理責任者として従事することが可能ということか。	改正後の研修制度では、基礎研修の修了後に2年以上、指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事し、さらに実践研修を修了した後にサービス管理責任者等として従事することが可能となっている。このため、基礎研修は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数より2年間短い期間で受講が可能となっている。
1-5	基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合でも、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサービス管理責任者等として業務に従事できないのか。	令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限り、基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合は、基礎研修修了後、3年間は経過措置としてサービス管理責任者等の業務に従事することが可能である(3年間に限っての「みなしサービス管理責任者」又は「みなし児童発達支援管理責任者」)。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑬

## 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-6	基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしていない場合、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサビ管等に従事できないのか。	<p>基礎研修を修了した時点で、まだ実務経験の要件を満たしていない場合は、指定障害福祉サービス事業所等における2人目のサービス管理責任者等に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能である。</p> <p>なお、令和元年度～3年度の基礎研修受講者については、研修修了後に実務要件を満たすことになった場合は、いわゆる「みなしサビ管(又はみなし児発管)」として業務に従事することが可能である(基礎研修修了後3年間に限る)。</p>
1-7	令和元年度～3年度までの基礎研修修了者で、実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者等の業務に従事できるので、その後は5年ごとに更新研修を受講すればよいのか。	実務要件を満たしている者がサービス管理責任者等として業務に従事できるのは、基礎研修を修了した日以後3年間に限っての経過措置なので、それまでの間に(令和元年度の基礎研修修了者の場合は令和3年度又は4年度の)実践研修を受講する必要がある。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑭

## 見直しに係るQ&A(1 研修制度について)

番号	質 問	回 答
1-8	経過措置でサービス管理責任者等の業務に従事している間に産休、育休となった場合に、3年間の経過措置が延長されることはないのか。	産休、育休となった場合に、経過措置3年間の期間が延長されることはない。 経過措置は、新制度に移行した場合に、令和元年度から3年度の実践研修修了までの間に、新たなサービス管理責任者等の養成が行われないうことに配慮した措置であるので、理解いただきたい。
1-9	過去のサービス管理責任者等研修では、受講分野別に演習が行われていたが、分野が統一されてからの演習の内容はどうか。	分野が統一されたことから、演習の内容も分野別には行わず、統一した内容で受講する必要がある。例えば、児童発達支援管理責任者になるための基礎研修受講者であっても、演習で使用する事例等は児童分野の内容ではない。その為、基礎研修修了後から実践研修受講までに必要な、2年以上の業務に従事することで(OJT)、各分野の専門性やスキルを身につけていただきたい。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑮

## 見直しに係るQ&A(2 OJT、実践研修について)

番号	質 問	回 答
2-1	OJTでは、具体的に業務を行えばよいのか。	<p>個別支援計画原案(経過措置により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事する者にとっては個別支援計画)の作成等に係る業務を原則とするが、厚生労働大臣が定めるサービス管理責任者等資格要件告示(平成18年厚生労働省告示第544号及び平成24年厚生労働省告示第230号)における相談支援の業務及び直接支援の業務であっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、個別支援計画原案の作成実績が必要であるか否かなど、詳細について国から連絡があれば兵庫県のホームページ等でお知らせする。</p>
2-2	既に障害福祉サービス事業所(障害児通所支援事業所)で勤務しているが、基礎研修受講前の実務経験は考慮されないのか。	<p>OJT2年間は、基礎研修修了日以後、実践研修受講開始前の5年間に通算2年以上の実務経験が必要であるので、基礎研修受講前の実務経験は考慮しない。</p>
2-3	基礎研修受講後に産休や育休となった場合は、その期間を除き、その前後5年間で実務経験年数を計算することはできないのか。	<p>産休や育休の期間を除外して年数計算することにはなっていない。実践研修を受講する直前5年間で2年以上の実務を有することが実践研修受講の要件となっている。</p>

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑬

## 見直しに係るQ&A(3 更新研修について)

番号	質 問	回 答
3-1	サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どのような研修を受講すればいいのか。	<p>「更新研修」を5年ごとに受講することが必要になった。</p> <p>平成30年度までに受講した方は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに受講する必要があり、元年度の研修は令和2年の1月から3月に実施する予定である。具体的な対象者や申込方法は、兵庫県ホームページを確認していただきたい。</p> <p>令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、OJTを経て実践研修を修了した後、5年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。</p>
3-2	更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者(及び児童発達管理責任者)の業務のほか、どのようなものがあるのか。	サービス管理責任者(及び児童発達管理責任者)のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。

# サービス管理責任者等研修の見直しについて⑱

## 見直しに係るQ&A(3 更新研修について)

番号	質 問	回 答
3-3	更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	常勤でなければならないとの要件はない。 なお、受講開始前5年間において通算して2年以上従事とは、「2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であること」が必要である。
3-4	5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を受講する必要がある(基礎研修の受講は不要。)。定められた年度内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修の修了証書が失効することとなる。
3-5	5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がなければならぬのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

# 【参考】

# 相談支援専門員の研修制度の見直し（案）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修（更新研修含む）の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。（※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

## 改定前

相談支援従事者  
実務要件

相談支援従事者  
初任者研修  
(31.5h)

相談支援  
専門員  
として配置

相談支援従事者  
現任研修(18h)  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

専門コース別研修（任意研修）

## 改定後

相談支援従事者  
実務要件

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
初任者研修  
**(42.5h)**

相談支援  
専門員  
として配置

**【カリキュラム改定】**  
相談支援従事者  
現任研修**(24h)**  
※5年毎に現任研修を受講  
(更新研修)

相談支援専門員  
としての要件更新

専門コース別研修(任意研修)  
※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

3年以上の実務

**【カリキュラム創設】**  
主任相談支援専門員  
研修**(30h)**

主任相談支援  
専門員  
として配置

一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

②現に相談支援業務に従事している

